

葬斎場から排出される残骨灰の処理等について

令和4年6月現在

1 調査対象

82自治体（政令市20市、中核市62市）

2 処理方法について

(1) 残骨灰に含まれる有価物の売却について	都市数
売却 または 売却予定(※)	34
政令市	14
中核市	20
売却していない	48

(2) 売却 または 売却予定自治体の処理方法について（34市）	34
①処理業者が無害化処理を行った後、残骨と有価物は処理業者が埋蔵等を行う	0
②処理業者が分別し、残骨は市へ返却、有価物は業者が売却し、処理委託料との差額を市へ納入する	5
③処理業者が分別し、残骨は埋蔵等により供養し、有価物は売却し、市へ入金する	4
④処理業者が分別し、残骨と有価物を市又は指定管理者等へ返却する	3
⑤処理業者が分別し、残骨は埋蔵等により供養し、有価物は市又は指定管理者等へ返却する	7
⑥処理業者に有価物を含む残骨灰を売却し、残骨は市へ返還する	2
⑦処理業者に有価物を含む残骨灰を売却し、処理業者が埋蔵等により供養する	13

3 市民への周知について（残骨灰に含まれる有価物を売却または売却予定の34市）

(1) 有価物の売却により生じた問題の有無		
①生じている	7	
②生じていない、不明	27	

(2) 残骨灰の処理方法についての市民への周知		
①周知している	12	
②周知していない、不明	22	

(3) 有価物の売却について、市民からの苦情や意見の有無		
①ある	5	
②ない、不明	29	

4 売却に当たっての検討過程について

(1) 市民意見の聴取について	実施	2
(2) 審議会等の設置について	設置	3
(3) 業者の意見聴取について	実施	5